

大阪府栽培漁業推進協議会設置要領

(設置)

第1条 栽培漁業の計画的かつ効率的な推進を行なうため、大阪府栽培漁業推進協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(職務)

第2条 協議会は、大阪府の栽培漁業に関する次に掲げる事項を協議する。

- ① 栽培漁業に係る基本計画の策定及び変更に関すること。
- ② 栽培漁業に係る実施計画に関すること。
- ③ 放流効果実証事業に関すること
- ④ その他栽培漁業の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げるものの内知事が委嘱又は任命した委員を持って組織する。

- ① 学識経験のある者
- ② 漁業者を代表する者
- ③ 市町長
- ④ 大阪府職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 協議会は、知事が主宰し、必要に応じて召集する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は委員の互選によって定める。
- 3 協議会の議長は、会長が行なう。
- 4 会議は原則として公開で行なう。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は環境農林水産部水産課において行なう。

附 則

この要領は、昭和59年3月12日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月1日より施行する。